

新庄市市制施行70周年記念市民提案事業における『周知広報支援』について (周知広報支援事業募集要項)

1. 目的

市制施行70周年を記念し、市民等が実施する事業に対して、周知広報支援を行うことにより、新庄市全体で市制施行70周年を祝い、盛り上げることを目的とします。

2. 支援事業の内容

(1) 対象者

次のいずれかを満たしている方又は団体を対象とします。

- ① 市内に在住している方
- ② 市内に通勤又は通学している方
- ③ 市内に事務所がある団体
- ④ 市内で活動している団体

※ただし、次に該当する場合を除きます。

- ・ 暴力団、その構成員（かつて構成員だったものを含む）
- ・ 暴力団関係者の統制下にある団体
- ・ 政治活動や宗教活動を主な目的とする団体

(2) 対象事業

平成31年（2019年）4月1日（月）から翌年3月31日（火）までの期間について、市制施行70周年を記念して行う事業を対象とします。

※イベント、スポーツ大会、講演会、出版、展示会等、事業形態は問いません。

※ただし、次に該当する場合を除きます。

- ・ 事業等が専ら私的な利益を目的としている事業
- ・ 政治活動や宗教活動を主な目的とする事業

(3) 支援内容

申請者の希望に基づき、次の方法による周知支援を行います。

- ① 市ホームページ（市制施行70周年特設ページ及びイベントカレンダー）への掲載
- ② 市報（おしらせページ）又は市おしらせ版への掲載
- ③ 市内全世帯へのチラシの回覧
- ④ Twitter「かむてんTwitter」への掲載
- ⑤ Facebook「いいにや！しんじょう」への掲載
- ⑥ 市内小中学校への掲示

(4) その他

周知広報支援を受ける事業においては、事業の名称に「新庄市市制施行70周年記念」の冠称を必ず付けるとともに、事業の実施に際して製作するチラシ、ポスター等の印刷物には、市制施行70周年記念ロゴを掲載してください。

3. 応募方法

事業を開始する1か月前までに、申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ提出してください。

- (1) 応募期間 平成31年（2019年）3月19日（火）～翌年2月28日（金）
- (2) 応募先 新庄市総合政策課 企画政策室
〒996-8501 新庄市沖の町10番37号
電話 0233-22-2115（直通）
FAX 0233-22-0989
E-mail seisaku@city.shinjo.yamagata.jp
- (3) 応募方法 郵送、FAX又はメールのいずれかの方法によります。

4. 審査結果の通知

申請の後、審査のうえ、採用決定通知書（様式第2号）による通知及びロゴデータ（JPEG）を送付します。

5. チラシ等の提出について

採用決定通知書の受領の後、媒体ごとに必要となる提出物を総合政策課企画政策室までご提出ください。なお、各媒体等への掲載は、1事業につき1回となります。

No.	媒体等	公開日	必要提出物	提出締切	備考
1	市ホームページ	随時	なし	随時	チラシ等を掲載したい場合はデータを提出してください。
2	市報（おしらせページ）又は市おしらせ版	毎月 9日前後 24日前後	広報依頼カード（※1）	公開日の3週間前（※2）（※3）	
3	町内回覧	毎月 10日前後 25日前後	チラシ（A4 サイズ）	公開日の10日 前（※2）（※3）	・チラシを1,560部提出してください。 ・チラシの右上に「回覧」と記載してください。
4	Twitter	随時	チラシデータ	随時	文字量に制限があるため、紹介文は市が作成します。
5	Facebook		チラシデータ 及び事業の紹介文（※1）		
6	市内小中学校への掲示	随時	チラシ又はポスター	随時（※3）	チラシ又はポスターを20枚提出してください。

※1 必要に応じて、市から様式を送付します。

※2 具体的な期日については個別にご確認ください。

※3 状況により、掲載できない場合があります。

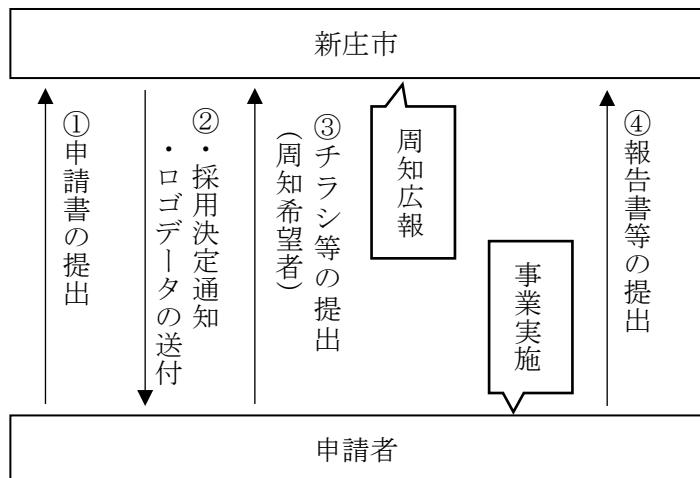
6. 事業中止等の届出

事業の中止又は事業内容等の変更を行う場合は、変更（中止）申請書（様式第3号）を提出してください。市が審査を行った後、変更承認通知書（様式第4号）を送付します。

7. 実績報告

対象事業が終了した後1か月以内に、実績報告書（様式第5号）に、事業の実績が分かれた書類等（完成品のコピーや写真でも可）を添付のうえ提出してください。

8. フロー図



問合せ先

新庄市総合政策課 企画政策室

電話 0233-22-2115 (直通)

FAX 0233-22-0989

E-mail seisaku@city.shinjo.yamagata.jp